

参考資料

1. 津野町地域公共交通会議 設置要綱

(設置)

第1条 津野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183

号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 住民又は地域公共交通を利用する者の代表
- (5) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長又はその指名する者
- (7) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 高知県警察交通課長又はその指名する者
- (10) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に掲げる者とし、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に届け出ることにより代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、当該代理の者に対し、欠席する会議における委員の権限を委任したものとする。
- 4 会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(オブザーバー)

第7条 会長は、交通会議にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(資料提供その他の協力等)

第8条 交通会議は、その協議事項を遂行するため必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明、助言その他必要な協力を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第9条 交通会議は、会議において協議が調った事項についてはその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、協議事項の具体的な検討及び交通会議の運営に必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める委員の中から、会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第 11 条 交通会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. 津野町地域公共交通会議 委員名簿

委嘱期間：平成30年9月26日まで

要綱第3条に規定する構成員		所属機関・役職	氏名
1	(1) 町長又はその指名する者	副町長	川上 一郎
2	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	高知高陵交通（株） 代表取締役	戸田 政克
3	(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	(有) 葉山ハイヤー 代表取締役	高橋 潤一
4		(有) 新田ハイヤー 代表取締役	谷渕 千鶴
5	(4) 住民又は地域公共交通を利用する者の代表	新土居総地区長	鍋島 勝茂
6		白石総地区長	平井 尋
7		船戸総地区長	高橋 昌宏
8		郷会議長	高橋 稔
9		北川郷中会長	明神 孝夫
10	(5) 四国運輸局高知運輸支局長又はその指名する者	四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画部門)	澤村 佳典
11		四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)	廣田 敦
12	(6) 高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課長又はその指名する者	高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課長	大崎 和幸
13	(7) 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課長又はその指名する者	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課長	濱田 憲司
14	(8) 道路管理者又はその指名する者	建設課長	高橋 正光
15	(9) 高知県警察交通課長又はその指名する者	須崎警察署地域課 東津野駐在所	大野 督生
16	(10) その他交通会議が必要と認める者	津野町社会福祉協議会 会長	松岡 民雄
17	オブザーバー	えこ・まち研究室代表	土居 貴之
18	事務局	企画調整課長	岡崎 光明
19	〃	企画調整課課長補佐	三本 修司

3. 津野町地域公共交通網形成計画策定に関連する協議等について

(1) 津野町地域公共交通会議 協議事項

■ 平成 28 年度 第 1 回地域公共交通会議

開催日時：平成 28 年 9 月 27 日（火） 13:30～14:40

開催場所：津野町役場本庁舎 2 階会議室

主な議題：① 津野町公共交通再編計画について

② 津野町コミュニティバス運行について

③ 事業スケジュールについて

④ その他（コミュニティバスの愛称決定について報告）

■ 平成 29 年度 第 1 回地域公共交通会議

開催日時：平成 29 年 4 月 26 日（水） 13:30～

開催場所：津野町役場本庁舎 2 階 第一会議室

主な議題：① 津野町コミュニティバス試験運行について

② 津野町地域公共交通網形成計画について

③ 事業スケジュールについて

■ 平成 29 年度 第 2 回地域公共交通会議

開催日時：平成 29 年 5 月 17 日（水） 13:30～

開催場所：津野町役場本庁舎 2 階 第一会議室

主な議題：① 津野町地域公共交通網形成計画について

② 津野町コミュニティバス試験運行について

③ 今後のスケジュールについて

④ その他（天狗線の維持について質問）

■ 平成 29 年度 第 3 回地域公共交通会議

開催日時：平成 29 年 8 月 10 日（木） 13:30～

開催場所：津野町役場本庁舎 2 階 第一会議室

主な議題：① 津野町地域公共交通網形成計画の策定

② 津野町生活交通確保維持改善計画について

(2) パブリックコメントの実施

■ 計画素案の公開及び意見募集期間：平成 29 年 7 月 14 日～7 月 28 日

■ 寄せられた意見：寄せられた意見は無し。